





都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業実施要綱(障害)

18福保障計第1342号 平成19年3月23日 改正 19福保障計第1299号 平成20年3月11日 改正 20福保障計第1247号 平成21年3月25日 改正 22福保障計第1204号 平成23年2月21日 改正 25福保障計第768号 平成25年9月4日 改正 25福保障計第1418号 平成26年2月26日 改正 26福保障計第1080号 平成26年11月21日 改正 26福保障計第2064号 平成27年4月1日 改正 27福保障計第2175号 平成28年4月1日 改正 28福保障計第1883号 平成29年3月21日 改正 29福保障施第4101号 平成30年4月1日 改正 2福保障施第3825号 令和3年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、「都有地等を活用した民間事業者支援制度に関する要綱」(平成14年 10月28日付14財財総第210号知事決定)及び「『都有地活用による地域の福祉インフラ整備事業』に係る財産処理等の方針について」(平成27年3月9日付26福保総企第748号知事決定)に基づき、東京都(以下「都」という。)が所有する土地(建物がある場合には、これを含む。以下「都有地等」という。)のうち未利用の都有地等の貸付けに係る基本的事項を定め、もって地域に密着した生活の場(以下「地域の福祉インフラ」という。)の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的とする。

(対象となる地域の福祉インフラ等)

第2条 この要綱の対象となる地域の福祉インフラは、次に掲げるものとする。

(1) 共同生活援助事業所

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。